

学術大会における倫理的配慮に関する指針

一般社団法人 日本トラウマティック・ストレス学会
倫理・利益相反委員会

はじめに

日本トラウマティック・ストレス学会の学術大会はトラウマティック・ストレスについて、研究者によってさまざまな角度から行われた研究成果が発表され、専門的な検討を加え、議論を通してよりすぐれた知見を得て、多くのトラウマティック・ストレスを抱える人々への支援を行う礎とする重要な役割を持っています。しかし、同時にこれらの発表には多くの個人情報が含まれることがあり、その保護は研究者にとって重要な課題の1つです。とくに、昨今の学術大会はオンライン開催やハイブリッド開催が増え、講演内容の学会外部への流出を完全に防ぐことは困難となっています。不特定多数の人が視聴する可能性もあり、ますます学術大会における倫理的配慮が重要となっています。抄録や演題発表に関しては以下のような倫理的配慮をお願いいたします。

(抄録や演題発表に関する配慮)

- ・症例報告では、本人や代諾者の同意を得る必要があります。
- ・症例報告の際には匿名性への配慮を十分に行った上で発表するとともに、印刷物として配布される抄録への症例記述は必要最小限に留めるなど、個人情報に十分配慮して下さい。
- ・抄録には、個人情報など、その内容に応じた倫理的配慮の記載が必要です。
- ・介入研究や疫学研究は所属機関の倫理審査委員会の承認が必要です。当該倫理審査委員会が承認した事項に従って研究を実施して下さい。また、症例報告など観察研究に関しても、できるだけ所属機関の倫理審査委員会の承認を得て、発表方法（匿名性の保持、個人情報流出防止など）等についても審査を受けて下さい。
- ・倫理審査を受審している場合にはその旨を抄録に記載して下さい。なお、所属機関の倫理審査委員会の承認を得た研究であっても、その内容によっては承認申請書あるいは承認番号などの提出を求めることがあります。
- ・未承認（適用外）薬剤や禁忌薬剤あるいは一般的には認められていない心理療法などの使用に際しては、「説明と同意」に関する記載が必要です。
- ・利益相反に関する記載が必要です。
- ・他者の著作物（音楽、写真、映像等）は著作権者の許可なく使用できません。引用する場合は、引用対象著作物が、既に公表されている著作物であること、明瞭区別性（自身の著作物と引用対象著作物が、明瞭に区別されていること）、主従関係（自身の著作物が「主」であり、引用対象著作物が「従」であること）を確認した上で、「出所の明示」をしてください。
- ・症例報告などの際、顔写真やビデオ、音声等の使用に関しては、本人の最善の利益を考慮し、可能な限り避けてください。どうしても発表に必要な場合は、本人や代諾者に文書で同意を得た上で、使用部位を最小限に抑え、目線を入れたり、解像度をぼやかせる等の画像加工や音声加工などの手法により、個人が同定されるリスクを最大限回避してください。
- ・講演や演題発表の内容を写真やビデオで撮影することは、個人情報の流出や発表者の知的所有権の保護とのために禁じます。

本学会は医師のみではなく、教育・司法・福祉などさまざまな職種から構成されているため、研究種別の分類方法や倫理的配慮についての捉え方が、職種や所属する機関によって若干異なっています。本学会としては、一定の基準に基づき倫理上の共通認識を形成していく必要があると考えており、この「学術大会における倫理的配慮に関する指針」を策定し、改訂して参りました。学術大会参加者は、この指針に沿っていただくようお願いします。

*なお、この指針は学会員、学術大会事務局、プログラム委員会などからの意見をいただきながら、倫理・利益相反委員会で検討し、状況にあわせて改変していく予定です。

発表における倫理的配慮について

1. 発表者が行うべき倫理的配慮について

①介入研究、疫学研究については、国の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、発表者の所属機関での倫理審査委員会等における承認が必要です。観察研究については所属機関により取り扱いが異なりますが、できるだけ所属機関の倫理審査委員会等の審査を受けてください。ただし、所属機関の倫理審査委員会の承認を得た研究であっても、その内容によっては承認申請書あるいは承認番号などの提出を求めたり、ご発表頂けないことがあります。

②症例提示を含む場合は、患者本人あるいは代諾者から同意を得てください。

*年齢や病状により本人のみでは同意能力がないとみなされる場合、患者の最大の利益を確保しつつ、代諾者から同意を得てください。また、本人のみでは同意能力がないと見なされる場合にも、患者の理解能力に応じて説明し、可能な範囲で患者本人の理解を得るように努めてください（インフォームド・アセント）。本人の拒否の意思が確認できる場合には、発表は許容されません。

*同意を得ることが困難であるが学術研究上発表する意義があると考えられる場合には、その旨を学会事務局に申し出てください。プログラム委員会、倫理・利益相反委員会において演題採用の可否も含めて検討いたします。

また、印刷物として配布される抄録への症例記述は、必要最小限に留めるなど、個人が特定されないよう以下の点について配慮をしなければなりません。また、同意を取得し、匿名性へ配慮したことについては必ず抄録の中に記載するようにしてください。倫理審査を受審している場合にはその旨を抄録に記載して下さい。

また発表時に資料配布される場合にも同様の配慮をしてください。

【患者の氏名等】

患者個人の特定が可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しないでください。

【患者の居住地】

患者の特定につながる居住地の記載はしないでください。固有名詞を使用する場合は、イニシャルではなくアルファベット順で記載してください（例：兵庫県神戸市の場合、H 県 K 市と記載するのではなく、A 県 B 市と記載します）。

【日付】

日付は、原則として初診時を X 年とし、X-3 年、X+2 年などと記載してください。

【患者の生活歴および家族歴】

患者の生活歴、現病歴および家族歴に関する情報を記載する際には、患者を特定することのできないよう十分に配慮し、病態の本質と関係のない箇所を適宜変更してください。固有名詞に関しては、イニシャルではなくアルファベット順で記載してください（例：姫路高校と尼崎大学を卒業した場合、H 高校と A 大学を卒業と記載するのではなく、A 高校と B 大学を卒業と記載します）。

【患者が診断・治療を受けた施設名等】

医療機関等で診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地は記載しないでください。

【患者の顔写真やビデオ、音声等】

本人の顔写真やビデオ、音声等の使用は、可能な限り避けてください。どうしても発表に必要な場合は、本人や代諾者に文書で同意を得た上で、使用部位を最小限に抑え、目線を入れたり、解像度をぼやかせる等の画像加工や音声加工などの手法により、個人が同定されるリスクを最大限回避してください。また、オンライン開催の場合には原則として画像や音声の使用は避けてください。

③ 資料配付する場合には、その配布資料は、学術大会事務局と取り扱い方法を相談の上、原則的には発表者の

責任で準備・回収・廃棄してください。

- ④ 質疑応答の際にも、個人が特定されないように心がけてください（特定される危険性が高いものについては「個人情報に当たるため、答えられない」と断ることも含めてご検討ください）。
- ⑤ 発表演題に関連した利益相反について明示して下さい。

2. 司会進行される先生へのお願い

- ① 症例報告の司会をされる先生には、学術大会当日の進行だけでなく、発表内容に関して個人情報保護などの倫理上の問題がないかについて演者にご助言いただくようお願いいたします。
- ② 発表の場は、学会員に対する倫理教育の貴重な機会になります。開始時に個人情報保護など以下について、司会者から参加者に周知するようお願いいたします。
 - ・セッション中に知りえた個人情報について守秘義務を遵守していただく必要があること
 - ・質疑応答の際に、個人情報に関する質問は控えてもらうこと
 - ・配布資料があり回収する場合には、回収方法について説明すること

3. 学術大会事務局へのお願い

- ① 発表者と司会者が決定した時点で、上記のように発表内容に関する事前の確認ができるように双方に連絡が取れるよう手配してください。
- ② 個人情報の流出を防ぎ、発表者の知的所有権を確保するため、録音、カメラ・ビデオ撮影を禁止する旨を会場内（オンライン開催であればWEB内）に表示してください。
- ③ ソーシャルネットワーク等に知り得た個人情報を書き込まないように、呼びかけてください。
- ④ 学術大会での発表に関する倫理的配慮は、特別講演、教育講演、シンポジウム等でも同様です。演者には学術大会事務局から、趣旨と内容を伝えて、配慮を求めて下さい。

利益相反について

1. 発表者のみなさまへのお願い

本学会では『利益相反(COI)に関する指針』『「利益相反に関する指針」の細則』を定めています。会員は本学会学術大会で発表する場合には、この指針および指針の細則に従って利益相反を申告することになっています。本学会の指針によって、学会発表者(筆頭発表者)は定められた様式に沿って、利益相反に関する申告を行わなくてはなりません。学会事務局に COI 申告書を送付して下さい。COI 申告書に直筆で署名し、スキャンデータ(PDF)を学会事務局に提出することで可とします。

2. 学術大会事務局へのお願い

- ① 学術大会事務局は学会発表者(筆頭発表者)の申告書が学会事務局に送付されているかを確認して下さい。
(原則として原本を郵送することとしますが、COI 申告書に直筆で署名し、スキャンデータ(PDF)を学会事務局に提出することで可とします。)
- ② 学会事務局に送付されていない場合には、学術大会事務局は学会発表者に申告を促して下さい。
- ③ 発表者(筆頭発表者)には発表時にもスライドあるいはポスター上に利益相反について公開しなくてはなら

ないことを周知して下さい。

2022(令和5)年1月22日 改訂